

（宛先）和歌山市長

誓 約 事 項

和歌山市狭あい道路拡幅整備補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 後退用地等内に建築物、門、塀等を建築せず、又は立木、生垣等の植栽（植栽鉢、プランター等の設置を含む。）をいたしません。
- 2 後退用地等は、緊急車両等の通行に支障のないよう道路状の形態を維持するとともに、後退用地等の維持管理に不十分な点がある場合は、和歌山市の指示に従います。
- 3 舗装整備後は、後退線の両端に後退表示プレートを設置し明示します。
- 4 狭あい道路中心線及び道路後退線については、本敷地に隣接し、及び対面する敷地の所有者との協議のうえ明示するものとし、本行為が原因で隣接し、及び対面する敷地の所有者等と紛争が生じた場合は、自らの責任においてその解決にあたります。
- 5 後退用地等の所有権を他に移転する場合等は、自らの責任において本誓約事項について説明し承継します。

年 月 日

申請者 住所 _____
〔自署又は 氏名 _____
記名押印〕